

○経済産業省告示第 号

電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）の一部の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類（平成二十四年経済産業省・環境省告示第八号）の一部を次の表のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に	福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に

規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類を次のように定める。

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号。以下「命令」という。）の経済産業省及び環境大臣が定める書

規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類を次のように定める。

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の経済産業大臣及び環境大臣が定める書類

福島復興再生特別措置法第六十九条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号。以下「命令」という。）の経済産業省及び環境大臣が定める書

類は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十九条第二項の規定により地熱資源開発計画（法第六十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に記載しようとする次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 一～三 （略） 四 法第六十九条第二項第五号に掲げる事項 次のイからニまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからニまでに定める書類 イ～ハ （略） ニ 電気事業法第二十七条の二十七第三項又は	類は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十九条第二項の規定により地熱資源開発計画（法第六十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に記載しようとする次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 一～三 （略） 四 法第六十九条第二項第五号に掲げる事項 次のイからニまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからニまでに定める書類 イ～ハ （略） ニ 電気事業法第二十七条の二十七第三項又は
---	---

第四項の規定による届出 規則第四十五条の 十九第六項に規定する書類 五・六 (略)	第四項の規定による届出 規則第四十五条の 十九第五項に規定する書類 五・六 (略)
---	---